

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
	マイナンバーに関する個人情報は、任意代理人が開示の請求をできると聞きましたが、任意代理人であることの確認はどのように行うのでしょうか。 1 改正案では、本人確認の手続きについて改正されるようですが、任意代理人の確認方法はどこかで決められていますか？ なりすましによって、本人の意図しないところで開示されてしまう危険性はないのでしょうか。	行政機関等が保有する特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の開示請求については、本人が容易に開示請求権を行使できるよう、番号利用法第29条において行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の特例が定められ、任意代理人による開示請求が認められているところです。 任意代理人による特定個人情報の開示請求の際の本人確認手続きについては、番号利用法施行令第32条等の規定により読み替えられた行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令等の規定が適用され、本人又は代理人以外の他人に開示されないよう、任意代理人の場合は、任意代理人の本人確認書類のほか、本人からの委任状など代理人の資格を証明する書類の提示又は提出が必要とされています。	なし
	新たに導入される公的身分証明書として個人番号カードに期待している。マイナンバー制度の導入を機に、是非ビジネスネームでの本人認証を可能にする仕組みを検討して頂きたい。 2 現在会社勤めで、仕事は旧姓のまま続けており、対外的な発信（出版等を含む）を含め全て旧姓で行っている。個人事業主として行っている副業も旧姓である。しかし、行政手続きや口座開設、助成金の申請・採択された場合の公表名を含め、すべて戸籍名で行うことが求められ、名刺や情報発信との不一致が生じている。多くの知人友人も同様の状況にある。 個人番号カードの利用者認証の仕組みで、女性が仕事をしやすい社会にしたい。個人番号カードの券面記載事項について見直しをする機会があれば、旧姓併記についてもお検討頂きたい（パスポートは対応済み）。 【個人】	個人番号カードの記載事項については、番号法令において定められているところですが、個人番号と紐付く本人を特定するための情報として氏名、住所、生年月日及び性別の4情報を記載することとしており、旧姓は記載事項とはされていません。 旧姓の併記については、番号制度とその前提となる住民基本台帳制度において旧姓を使用する場合の課題があるため、住民基本台帳制度を運用する自治体や有識者の御意見を聞きながら、今後検討したいと考えています。	なし